

枝番号のご案内

複数の建物が同じ住居表示の場合、所有する建物に枝番号を付けることができます

○住所の表記

枝番号を付けた場合の住所の記載例は、次のとおりです。※住民票にも同様に記載されます。

《例》変更前：三鷹市野崎一丁目1番1号

変更後：三鷹市野崎一丁目1番1号ー1（枝番号）

○対象となる建物

- ・一戸建ての建物を対象とします。集合住宅（アパート、マンション等）は対象となりません。
- ・建築主又は所有者自身の建物の住居表示を変更するものです。同一住所の他の建物の住居表示を変更することはできません。

○手続き方法

窓口に来たかたの本人確認ができるもの（運転免許証、社員証、マイナンバーカードなど）をお持ちのうえ、市役所本庁舎1階2番窓口にお越しください。

『枝番号付定及び枝番号板交付申請書』をご記入いただき、場所の特定及び他の建物の枝番号付定状況の確認等を行います。

※住民登録のある建物に枝番号を付ける場合には、所有者自身の建物であることがわかる書類（『街区符号及び住居番号付定通知書』、『不動産登記簿謄本』等）をご持参ください。

付定には10日ほどかかりますのでご了承ください。

付定後、『枝番号付定及び枝番号板交付通知書』及び枝番号のプレートを郵送いたします。

申請前にお読みください

- ・原則として、申請順に1から番号を付けます。希望の番号を付けることはできません。
- ・住民登録がある場合は住所修正のため、「住民異動届」のお手続きが必要です。
- ・市役所以外の住所変更手続きとして以下の事例が考えられます。これらの手続きは、ご自身で行っていただく必要があります。また、手続きに諸費用がかかる場合、ご自身の負担となります。

＜住所変更の手続きが必要な主な事例＞

- 郵便局、電気、ガス、水道、電話など各社への届出
 - 不動産登記（土地・建物登記簿の所有者の住所欄、抵当権者等の住所欄の変更）
 - 自動車等の運転免許証、登録、車検証
 - 勤務先、金融機関、保険会社、カード会社等への届出
- など

問い合わせ：三鷹市役所 市民部 市民課 庶務・年金係 住居表示担当（本庁舎1階2番窓口）
電話：0422(29)8058（直通）